

最低賃金引上げに伴う事業者支援と制度の在り方見直しを求める意見書

長引くコロナ禍での度重なる「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の発令によって人流が抑制され、商店街への人出は激減、飲食業、宿泊業、観光関連業、自動車運送業等の多くの事業者が、売上げの減少や借入金の増加等により経営状況が悪化し、雇用維持、事業存続の危機に直面している。このままの状況が続けば、休廃業・倒産の増加、ひいては地域経済・社会全体の衰退につながりかねない。

このような中、国の中央最低賃金審議会から、過去最大の引上げ幅となる目安額28円が全国一律に示され、熊本県においても10月1日から現行の最低賃金793円から目安額どおり28円増の821円とすることが決定された。

全業種、全労働者に法的な強制力を持って適用される最低賃金の引上げは、熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症という三重苦にある県内事業者にとって、経営の先行きを左右する深刻な問題である。

よって、国におかれては、長引くコロナ禍で事業存続の危機に直面している事業者を支援するために、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 最低賃金が大幅に引き上げられる中、事業者が継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」をはじめとする国の各種支援策を拡充・強化し、その周知・広報を実施すること。併せて、自治体が各種支援策を実施する際にはその財源措置を行うこと。
- 2 コロナ禍において特に大きな影響を受けている事業者においても最低賃金の引上げに対応できるよう、令和3年度の特例措置として、引上げ幅に見合った新たな直接的給付金等の支援策を早急に実施すること。
- 3 現在検討されている雇用保険料の引上げ等、事業者に更なる負担を求めるような施策については、コロナ禍が沈静化するまで実施しないこと。
- 4 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、地域の実情に応じた審議を行うことができるよう、国及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度を含めた最低賃金制度の在り方見直しを早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

熊本県議会議長 小早川 宗 弘

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	田村憲久様
経済産業大臣	梶山弘志様
内閣官房長官	加藤勝信様
経済再生担当大臣	西村康稔様